

点数制度のあらまし

点数制度とは

点数制度とは、自動車(一般原動機付自転車を含む。)運転者の過去3年間の交通違反や交通事故にあらかじめ一定の点数を付し、その合計点数(累積点数)に応じて、運転免許の拒否、保留及び取消し、停止等の処分を行うことを内容とする制度です。

1 点数の登録

交通違反の点数

【基礎点数】

- 交通違反は、(表1)に示す赤色数字の点数が基礎点数として付けられます。
- このうち、特に危険性の高い悪質な違反行為は、特定違反行為(運転殺人等・運転傷害等・危険運転致死・危険運転致傷・酒酔い運転・麻薬等運転・救護義務違反・妨害運転(著しい交通の危険))として、次の表のとおり点数が付され、特定違反行為による免許取消し後の欠格期間は最長10年となります。

行 為		基礎点数	取消し(欠格期間)
特 定 違 反 行 為	運転殺人等	62点	8年
	運転傷害等	45点~55点	5年~7年
	危険運転致死	62点	8年
	危険運転致傷	45点~55点	5年~7年
	酒酔い運転・麻薬等運転・救護義務違反	35点	3年
	妨害運転(著しい交通の危険)	35点	3年
故意道路外致死傷等			5年~8年

※ 欠格期間とは、免許を受けることができない期間のことです。

また、妨害運転(交通の危険のおそれ)、酒気帯び運転(0.25mg以上0.50mg未満)、無免許運転、過労運転等は、25点の点数が付けれ、2年間の免許取消しとなります。

- 1点、2点又は3点の軽微な違反でも、それらの点数が累積されて、所定の点数(表4)に達すると、行政処分の対象となります。ただし、「違反者講習」の基準点に達した方が講習を受講した場合、「違反者講習」の通知の対象になった点数と、以降の違反点数とは合算されません。

交通違反の点数・反則金等の一覧表

(自転車・特定小型原動機付自転車は除く)

最終法施行日 8.7.21

(表1)

(注1) 大型車等とは大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、トロッポバス及び路面電車、普通車とは普通自動車、二輪車とは大型自動二輪車及び普通自動二輪車、原付車とは一般原動機付自転車、小型特殊自動車、普通車等とは普通自動車、二輪車及び原付車、高速道等とは高速自動車国道及び自動車専用道路をいいます。☆印の違反は、酒気帯び加重規定に該当しません。

(注2) 特定(特例)特定を含む) 小型原動機付自転車の違反行為には原付車の反則金が科されますが、点数は付与されません。

(注3) 枠内は、臨時認知機能検査の基準行為となる違反

(注4) 反則金額「大型車等」で○印は「準中型自動車」のみ。

交通違反の種別			違反 点数 数	反則金額							
				大型 車等	普通 車	二輪 車	原付 車				
特定 違反 行為	運転殺人等・危険運転致死等		62	空白欄の 違反行為 について は、反則 金ではな く刑事罰 が科せら れます。							
	運転傷害等	治療期間3か月以上又は後遺障害	55								
		治療期間30日以上3か月未満	51								
	危険運転致傷等	治療期間15日以上30日未満	48								
		治療期間15日未満・建造物損壊	45								
	酒酔い運転・麻薬等運転・救護義務違反		35								
	妨害運転(著しい交通の危険)		35								
	共同危険行為		25								
	酒気帯び運転(0.25以上0.50未満)		25								
	過労運転等		25								
無免許運転		25									
妨害運転(交通の危険のおそれ)		25									
酒気帯び運転(0.15以上0.25未満)+12点の違反		19									
酒気帯び運転(0.15以上0.25未満)+6点の違反		16									
酒気帯び運転(0.15以上0.25未満)+3点の違反		15									
酒気帯び運転(0.15以上0.25未満)+2点以下の違反		14									
酒気帯び運転(0.15以上0.25未満)		13									
大型自動車等無資格運転		12									
仮免許運転違反		12									
速度50km以上		12									
積載物重量制限超過(大型等10割以上)		6									
無車検・無保険運行		6									
警察官現場指示違反		2									
警察官通行禁止制限違反		2									
☆保管場所法違反		道路使用	3								
		長時間駐車	2								
番号標表示義務違反		2									
高速自動車国道等措置命令違反		2									
混雑緩和措置命令違反		1									
速 度 超 過	30km以上50km未満(一般道)	6	3					40	35	30	20
	40km以上50km未満(高速道等)	6									
	35km以上40km未満(高速道等)	3									
	30km以上35km未満(高速道等)	3									
	25km以上30km未満	3									
	20km以上25km未満	2									
	15km以上20km未満	1									
15km未満	1										
携帯電話使用等		交通の危険 保持	6	3	25	18	15	12			
信号無視		赤色等	2	12	9	7	6				
		点滅	2	9	7	6	5				
通行禁止違反		2	9	7	6	5					
歩行者用道路徐行違反		2	9	7	6	5					
※通行区分違反		2	12	9	7	6					
歩行者等側方通過義務違反		2	9	7	6	5					
※急ブレーキ禁止違反		2	9	7	6	5					
法定横断等禁止違反		2	9	7	6	5					
※追越し違反		2	12	9	7	6					
路面電車後方不停止		2	9	7	6	5					
踏切不停止等		2	12	9	7	6					
遮断踏切立入り		2	15	12	9	7					
優先道路通行車妨害等		2	9	7	6	5					
交差点安全進行義務違反		2	12	9	7	6					
環状交差点通行車妨害等		2	9	7	6	5					
環状交差点安全進行義務違反		2	12	9	7	6					
横断歩行者等妨害等		2	12	9	7	6					
徐行場所違反		2	9	7	6	5					
指定場所一時不停止等		2	9	7	6	5					
積載物 重量制 限超過	10割以上	普通車等	3	3	40	30	25				
	5割以上	大型車等	3								
	10割未満	普通車等	2								
	5割未満	大型車等	2								
	普通車等	1	30	25	20	15					
	普通車等	1									
自動車等整備不良		制動装置等	2	12	9	7	6				
		尾灯等	1	9	7	6	5				
作動状態記録装置不備		2	12	9	7	6					
自動運行装置使用条件違反		2	12	9	7	6					
消音器不備		2	7	6	6	5					
※安全運転義務違反		2	12	9	7	6					
幼児等通行妨害		2	9	7	6	5					

交通違反の種別		違反 点数	反則金額				
			大型 車等	普通 車	二 輪 車	原付 車	
安全地帯徐行違反		2	9	7	6	5	
免許条件違反		2	9	7	6	5	
騒音運転等		2	7	6	6	5	
通行許可条件違反		1	6	4	4	3	
路線ハス等優先通行帯違反		1	7	6	6	5	
軌道敷内違反		1	6	4	4	3	
道路外右左折方法違反		1	6	4	4	3	
道路外右左折合図車妨害		1	7	6	6	5	
指定横断等禁止違反		1	7	6	6	5	
※車間距離不保持	高速自動車国道等	2	12	9	7	/	
	一般道	1	7	6	6		
※進路変更禁止違反		1	7	6	6	5	
追い付かれた車両の義務違反		1	7	6	6	5	
乗合自動車発進妨害		1	7	6	6	5	
割込み等		1	7	6	6	5	
交差点右左折方法違反		1	6	4	4	3	
交差点右左折等合図車妨害		1	7	6	6	5	
指定通行区分違反		1	7	6	6	5	
環状交差点左折等方法違反		1	6	4	4	3	
交差点優先車妨害		1	7	6	6	5	
緊急車妨害等		1	7	6	6	5	
☆放置駐車違反	※1 駐停車禁止場所等	3	25	18	10	10	
	駐停車禁止場所等	2	21	15	9	9	
駐停車違反	※1 駐停車禁止場所等	2	15	12	7	7	
	駐停車禁止場所等	1	12	10	6	6	
高 齢 運 転 者 等専用 場所等	☆放置駐車違反(駐停車禁止場所等)	3	27	20	12	12	
	☆放置駐車違反(駐車禁止場所等)	2	23	17	11	11	
等専用 場所等	駐停車違反(駐停車禁止場所等)	2	17	14	9	9	
	駐停車違反(駐車禁止場所等)	1	14	12	8	8	
交差点等進入禁止違反		1	7	6	6	5	
無灯火		1	7	6	6	5	
※減光等義務違反		1	7	6	6	5	
合図不履行		1	7	6	6	5	
合図制限違反		1	7	6	6	5	
警音器吹鳴義務違反		1	7	6	6	5	
乗車積載方法違反		1	7	6	6	5	
定員外乗車		1	7	6	6	5	
積載物大きさ制限超過		1	9	7	6	5	
積載方法制限超過		1	9	7	6	5	
制限外許可条件違反		1	6	4	4	3	
牽引違反		1	7	6	6	/	
原付等牽引違反		1					
転落等防止措置義務違反		1	7	6	6	5	
安全不確認ドア開放等		1	7	6	6	5	
停止措置義務違反		1	7	6	6	5	
初心運転者等保護義務違反		1	7	6	6	/	
初心運転者標識表示義務違反		1	6	4	/		
聴覚障害者標識表示義務違反		1	6	4		/	
※最低速度違反		1	7	6	6		/
本線車道通行車妨害		1	7	6	6	/	
本線車道緊急車妨害		1	7	6	6		/
本線車道出入方法違反		1	6	4	4	/	
本線車道横断等禁止違反		2	12	9	7		/
高速自動車国道等運転者遵守事項違反		2	12	9	7	/	
牽引自動車本線車道通行帯違反		1	7	6			/
故障車両表示義務違反		1	7	6	6	/	
仮免許練習標識表示義務違反		1	7	6			/
転落積載物等危険防止措置義務違反		1	7	6	6	5	
通行帯違反		1	7	6	6	5	
大型自動二輪車等乗車方法違反		2	12			/	
泥はね運転			7	6	6		5
公安委員会遵守事項違反			7	6	6	5	
運行記録計不備			6	4	/		
※警音器使用制限違反			3	3	3	3	
免許証不携帯			3	3	3	3	
座席ベルト装着義務違反		1	/				
乗車用ヘルメット着用義務違反		1					
幼児用補助装置使用義務違反		1					

交通事故の点数

交通事故を起こすと、事故原因に応じて、まず、基礎点数（信号無視など交通違反に付する点数）が付され、さらに事故当事者の不注意の程度の軽重や被害の大小に応じて、（表2）の点数が付け加えられます。

（表2）

（付加点数）

事故の種別・被害の程度	不注意の程度	
	専ら	専ら以外
死亡事故	20	13
治療期間3カ月以上又は後遺症を伴う傷害	13	9
治療期間30日以上3カ月未満	9	6
治療期間15日以上30日未満	6	4
治療期間15日未満	3	2

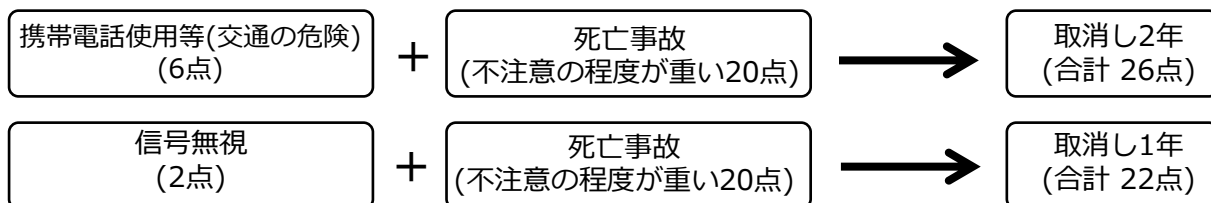
○「不注意の程度が重い」とは、事故の原因がもっぱら加害者側の不注意によるとき

○「不注意の程度が軽い」とは、上記以外のとき

○「傷害の程度」とは、治療を要する期間(医師の診断によるもの)

（負傷者が複数のときは、傷害の程度が最も重いものを計算します。）

例 一方的な不注意によって死亡事故を起こした場合



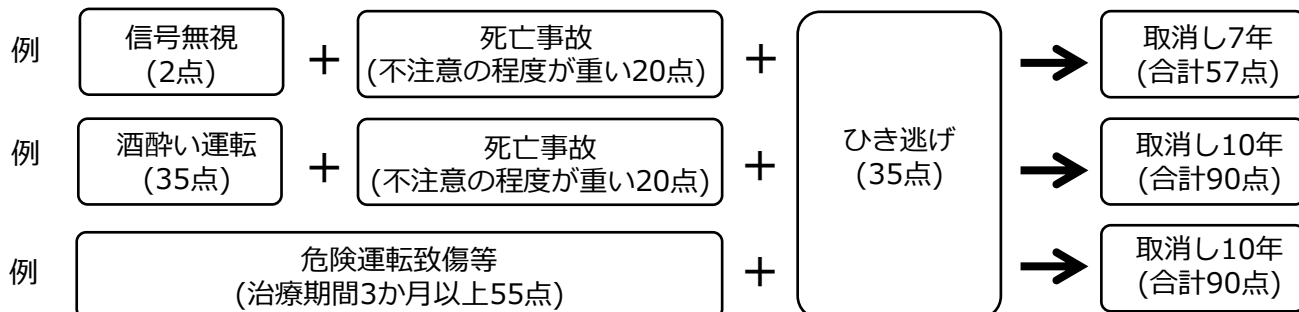
○ 特定違反行為の運転殺人等・運転傷害等及び危険運転致死傷等については、交通事故の付加点数は合算されません。

ひき逃げや当て逃げの点数

交通事故を起こした者が負傷者の救護など必要な措置をしなかった場合は、交通事故の点数のほかに、さらに(表3)の点数が加算され、救護義務違反を伴う場合は、直ちに3年以上の取消し点数に達することとなります。

（表3）

違反の種別	点数
死傷事故の場合の救護義務違反（ひき逃げ）	35点（基礎点数）
物損事故の場合の危険防止等措置義務違反（当て逃げ）	5点（付加点数）



点 数 の 計 算 方 法

- 交通違反や交通事故を起こすとその都度、点数が付けられ、個人別に電算登録されます。
- 点数は、交通違反や交通事故を起こした日から、過去3年以内のものが合算されます。

【違反者講習を受講した場合】

過去3年以内に拒否、保留及び取消し、停止等の行政処分歴や、違反者講習若しくは行政処分の基準点に該当する違反行為がなく、かつ重大違反そのおかし等、道路外致死傷がない方が、軽微(基礎点数が3点以下)な違反行為を行って累積点数が6点となった場合は違反者講習の対象となり、指定期間内にこの講習を受講すると免許の停止処分にはならず、さらに講習対象となった6点は以降の点数に合算されません。※7点以上となった場合は対象となりません。

【違反者講習を受講しなかった場合】

免許の停止処分を受けなければなりません。また、この場合、運転免許の停止期間を短縮する停止処分者講習は受講できず、停止期間の短縮はできません。なお、違反者講習を受講しなかった方が、それ以外に他の違反行為を行っていた場合は、通常の処分期間+30日(加重)の処分となりますが、この場合は、停止処分者講習を受講して運転免許の停止期間を短縮することができます。

処 分 の 基 準 点 数

- 処分の基準は、過去3年以内の累積点数と運転免許の停止等の前歴の回数によって、定められています。

(表 4)

累積点数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70以上
前 歴	0回	－					30日		60日		90日		1年 (3年)		2年 (4年)		3年 (5年)		4年 (5年)		5年						
	1回	－			60日		90日	120日	1年 (3年)			2年 (4年)		3年 (5年)	4年 (5年)	5年											
														4年 (6年)	5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年							
	2回	－	90日	120日	150日	1年 (3年)				2年 (4年)		3年 (5年)	4年 (5年)	5年													
														5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年								
3回	－	120日	150日	1年			2年			3年	4年	5年															
	4回以上	－	150日	180日	(3年)			(4年)			(5年)	(5年)	5年														
															6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年								

は特定違反行為による欠格期間

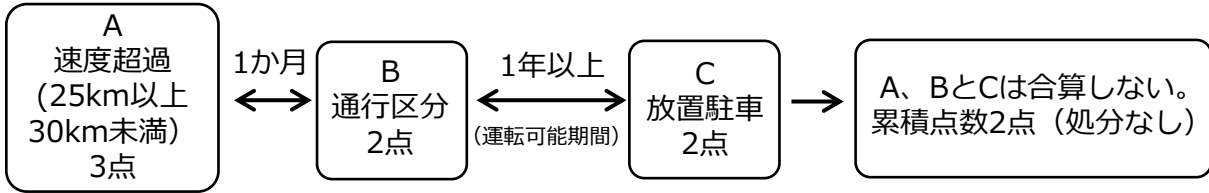
※ 過去に取消し等の処分を受け、その期間内又は処分の満了日から5年以内に再び取消し点数に達すると、「免許取消歴等保有者」として期間が延長され、()内の欠格期間となります。

※ 「特定違反行為」により取消処分を受ける場合は、**黄色部分**の3年から**最長10年**の欠格期間となります。(一般違反行為及び特定違反行為の合算を含む。)

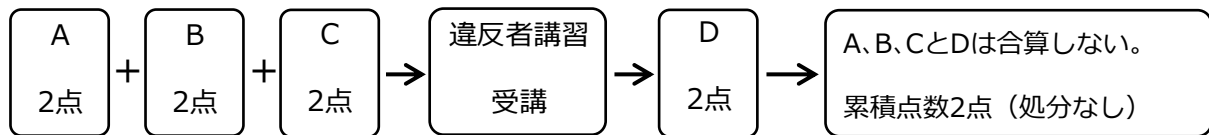
計算されない点数・前歴

○ 計算されない点数

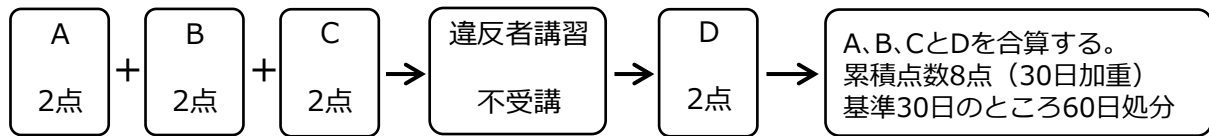
処分の基準点数に達していない点数(例えば、前歴のない方にとっては5点までの点数)については、その後1年以上の間(運転可能期間)に違反や事故がなく経過したときは、その後の点数と合算されません。



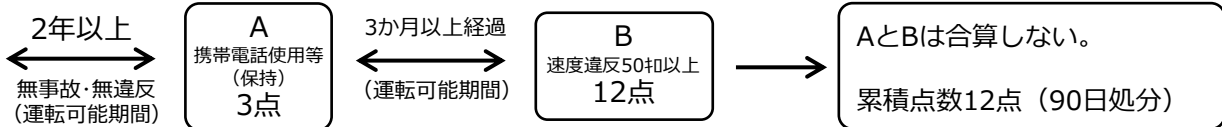
違反者講習を受講した場合、通知の対象となった点数と、以降の違反点数とは合算されません。



違反者講習を受講しなかった場合、通知の対象となった点数以外に違反行為を行うと、基準の処分期間に30日が加重されます。

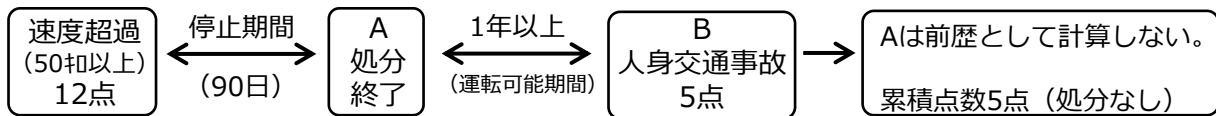


過去2年以上、無事故、無違反で経過した方が、1点、2点若しくは3点の違反行為を一度した場合、その後3か月以上違反行為がなければ、その1点、2点若しくは3点の違反点数は計算されません。



○ 計算されない前歴

運転免許の停止処分を受け、その処分満了後から1年以上の間(運転可能期間)に違反や事故を起こしたことがない場合は、それまでの前歴は計算されません。



※ 運転可能期間とは、停止処分期間や失効期間等を除いた実際に運転ができる期間をいいます。

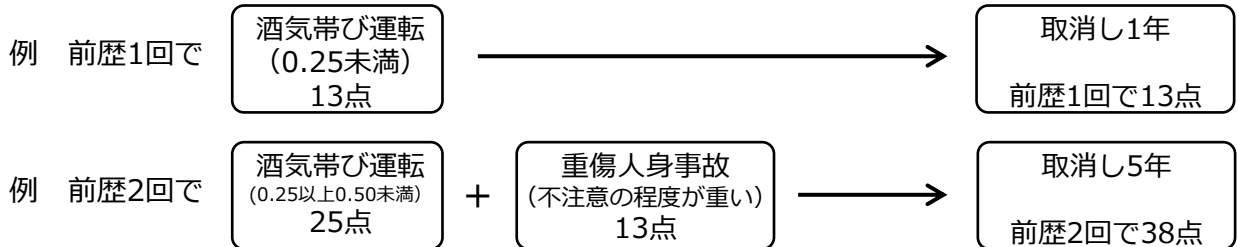
免許を所持し運転可能期間における無事故、無違反の期間が一定期間以上あると、点数計算等で有利な取扱いを受けることになりますので、交通違反をしたときは、特にその後の無事故、無違反に努めてください。

運 転 免 許 の 取 消 し 例

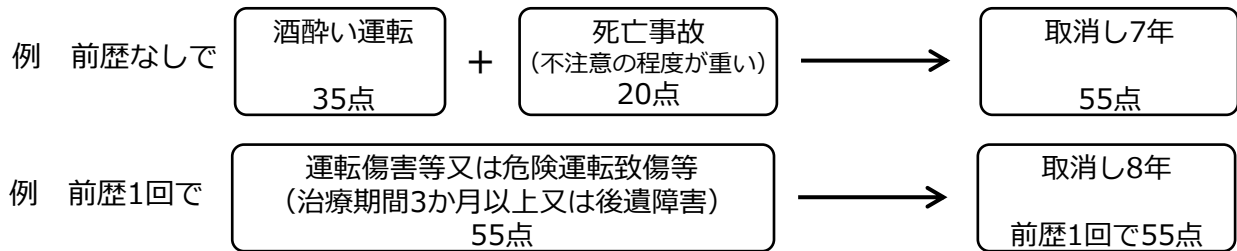
取消処分(6か月を超える期間の運転禁止を含む。)は、免許取消歴等がある場合又は行政処分前歴の回数により処分の期間が異なります

一般違反行為による処分期間は、1年、2年、3年、4年又は5年、特定違反行為による処分の期間は、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年又は10年となります。

【一般違反行為である場合】

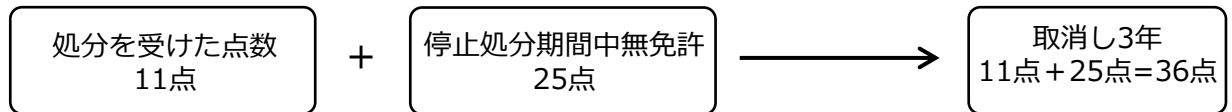


【特定違反行為である場合】



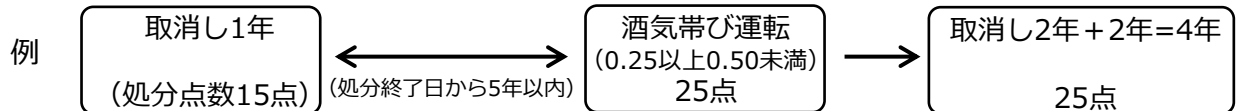
【例外】

停止処分期間中に運転すると、無免許運転の25点と停止処分のもとになった点数が原則としてすべて加算されるので、たいへん厳しい処分を受けます。



【取消歴等保有者の場合】

免許取消歴等保有者に該当する方が、その期間内又は処分の満了日から5年以内に再び取消点数に達すると、通常の処分年数に2年が加算されます。



運 転 免 許 の 停 止 例

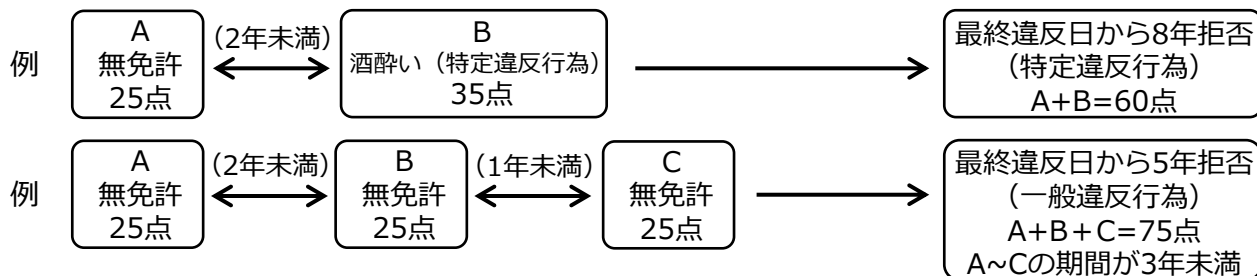
停止処分(6か月を超えない期間の運転禁止を含む。)は、行政処分前歴の回数により処分の期間が異なり、処分の期間は30日から180日までとなります。



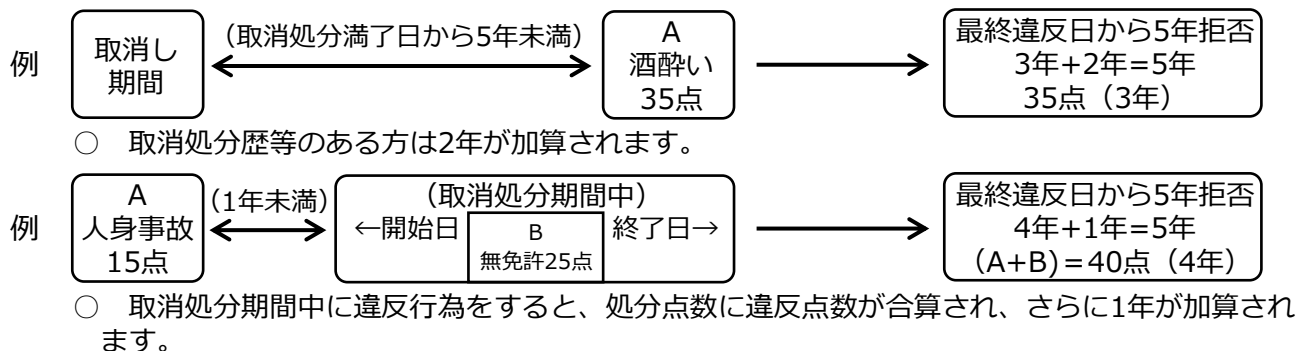
3 運転免許の拒否・保留

新たに運転免許を取得する方(免許取消歴等のある方を含む。)、あるいは運転免許を失効させた後に再取得する方が、それ以前に交通違反や交通事故を起こし点数が登録されている場合や行政処分を受けないまま運転免許を失効させていた場合には、その点数に応じて(表4)に掲げる処分期間(重大違反そそのかし等については基準に従った期間)、運転免許の交付を拒否又は保留されます。

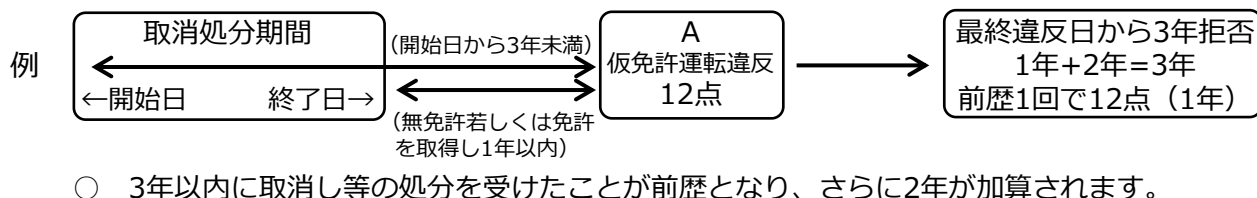
【免許取消歴等のない場合】



【免許取消歴等のある場合】



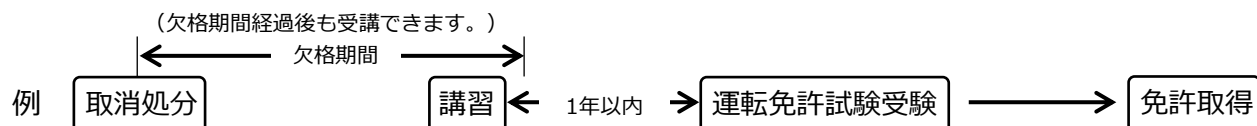
【免許取消歴等が処分前歴として計算される場合】



無免許運転をしたり、行政処分を受けないで運転免許を失効させたり等した方については、自動車教習所等に入所する前に相談窓口で確認してください。

4 取消処分者講習制度

過去に取消処分(拒否又は6か月を超える期間の運転禁止を含む。)を受けた方や、取消処分が決定しているにもかかわらず、処分を受けないまま免許を失効させた方が、欠格期間(免許を受けることができない期間)経過後、運転免許試験を受けようとするときは、過去1年以内(1年を経過した場合は再度受講が必要)に公安委員会が行う「取消処分者講習」を受講していなければなりません。



※ 初心運転者期間制度による取消しの処分は「取消処分者講習」の対象とはなりません。

5 意見の聴取・聴聞制度

- 運転免許の行政処分のうち、取消し若しくは90日以上の停止等の処分については、意見の聴取(点数制度による処分の場合)又は聴聞(点数制度によらない重大違反そののかし等による処分の場合)が開かれ、処分が決定されます。
- 意見の聴取及び聴聞の開催日は、該当者にあらかじめ通知されます。
- 意見の聴取及び聴聞は、代理人を出席させることができます。
- 意見の聴取及び聴聞に際しては、違反や事故に関して意見を述べ、また、有利な証拠を提出することができます。

6 停止処分日数の短縮

- 運転免許の停止処分を受けた方が、停止処分者講習を受けると、考査成績によって停止日数が短縮されます。
- 停止処分者講習は、処分日数の長期(90日以上)の停止)、中期(60日の停止)及び短期(30日の停止)の別により、講習日数・講習内容その他講習手数料が異なります。(長・中期の講習は連続2日間の受講が必要です。)

7 その他

【点数制度によらない処分】

- 道路外において、自動車等の運転により人を死傷させる事故を起こしたとき(故意又は過失は問いません。)
- 重大な違反(無免許運転、飲酒運転等、救護義務違反、共同危険行為、妨害運転(著しい交通の危険、交通の危険のおそれ)等)をそののかしたり、助ける行為等をしたときなども、拒否、保留又は取消し、停止等の処分を受けます。

【運転免許制度と行政処分】

免許に係る行政処分は、将来における道路交通上の危険を防止するという行政上の目的を達成するために行われるものです。

そのため、過去の違反行為に対する制裁として行われる刑事処分とは、その目的、手続き等本質的にその性格が異なっており、両者の関係は相互に独立した処分であり、かつ、相互に影響を受けるものではありません。

したがって、免許にかかる行政処分は、あくまでも運転者自身の知識、技能、適性等の欠陥に由来する道路交通上の危険を防止するために行う行政上の処分です。

なお、ここにいう行政処分とは、免許の拒否、保留、取消し、停止、事後取消し、事後停止、自動車等の運転禁止、仮免許の取消し及び免許の仮停止をいいます。

【行政処分等に関する照会先】

運転免許センター (076)238-5901 (代表)

- 停止・取消処分 音声ガイダンス【6】
- 取消処分者・違反者講習 音声ガイダンス【7】
- 初心運転者講習 音声ガイダンス【9】

【累積点数等・運転経歴証明書に関する照会先】

自動車安全運転センター石川県事務所 (076)237-5900